

久喜市議会

令和6年2月定例会議

市長提出議案質疑通告

令和6年3月5日（火）

質疑通告者一覧

【議案第67号 令和5年度久喜市一般会計補正予算（第9号）について】

通告第2号	宮崎 亜希	議員	1
通告第4号	田村 栄子	議員	1
通告第6号	春山 千明	議員	1
通告第11号	川辺 美信	議員	2
通告第12号	貴志 信智	議員	2
通告第14号	渡辺 昌代	議員	2

【議案第73号 令和6年度久喜市一般会計予算について】

通告第1号	岡崎 克巳	議員	4
通告第2号	宮崎 亜希	議員	4
通告第3号	猪股 和雄	議員	4
通告第5号	斉藤 広子	議員	7
通告第6号	春山 千明	議員	7
通告第7号	大橋 きよみ	議員	8
通告第8号	園部 茂雄	議員	8
通告第10号	成田 ルミ子	議員	9
通告第11号	川辺 美信	議員	9
通告第12号	貴志 信智	議員	10
通告第13号	杉野 修	議員	12
通告第14号	渡辺 昌代	議員	12
通告第15号	奈良 政宏	議員	13
通告第16号	瀬川 泰祐	議員	13

【議案第74号 令和6年度久喜市国民健康保険特別会計予算について】

通告第13号	杉野 修	議員	14
--------	------	----	-------	----

【議案第81号 久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例】

通告第11号	川辺 美信	議員	15
通告第14号	渡辺 昌代	議員	15

【議案第84号 久喜市手数料条例の一部を改正する条例】

通告第1号	岡崎 克巳	議員	16
-------	-------	----	-------	----

【議案第85号 久喜市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例】

通告第13号	杉野 修	議員	17
--------	------	----	-------	----

【議案第86号 久喜市企業誘致条例】

通告第1号 岡崎 克巳 議員	18
通告第11号 川辺 美信 議員	18
通告第14号 渡辺 昌代 議員	18

【議案第89号 久喜市介護保険条例の一部を改正する条例】

通告第3号 猪股 和雄 議員	20
----------------	----

【議案第94号 久喜市屋内型こどもの遊び場条例】

通告第9号 大谷 和子 議員	21
通告第13号 杉野 修 議員	21

【議案第96号 久喜市公共施設個別施設計画の一部改訂について】

通告第2号 宮崎 亜希 議員	22
通告第3号 猪股 和雄 議員	22
通告第11号 川辺 美信 議員	24
通告第12号 貴志 信智 議員	26
通告第14号 渡辺 昌代 議員	27

【議案第98号 事業契約の締結について（余熱利用施設及び（仮称）本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業）】

通告第14号 渡辺 昌代 議員	28
-----------------	----

○ 通告第2号 宮崎 亜希 議員

(1) P76 教育相談事業

- ア OA機器の設定とは、どのような内容なのか伺う。
- イ 必要となる備品とは、具体的に何なのか伺う。
- ウ 校内教育支援センターを利用する生徒の想定人数を伺う。
- エ 環境を整備することで、どれくらいの不登校生徒の登校復帰を支援できると考えているのか伺う。

○ 通告第4号 田村 栄子 議員

(1) P20 14款 国庫支出金

4 土木費国庫補助金

- 1 空き家対策総合支援事業補助金 1,150,000 円のマイナスの理由を伺う。

○ 通告第6号 春山 千明 議員

(1) P68 商工費 創業支援補助事業 2,000 千円のマイナス補正の説明を求める。

(2) P76 教育費 教育相談事業

- ア 教育相談事業 4,484 千円の内容の説明を求める。
- イ 当初予算でなく補正を組まなければならない状況があったのか、補正で対応する理由を伺う。
- ウ 11月定例会議の補正予算で提案された共同オンライン分教室事業（仮想空間における学習環境を整備）との連携、関係はどのようなものか、また久喜市の現存する様々な相談事業との連携や関係性を伺う。

(3) P76 教育費 小・中学校指導書等整備事業

- ア 26,290 千円の内容を伺う。
- イ 久喜市の教科書採択の流れを伺う。
- ウ 教育DXが進む中、「久喜市版未来の教室」に向けて取り組んでいる久喜市の教育を踏まえて、今回の教科書変更による特徴はどのようなものだったのか伺う。
- エ 「開かれた採択」という観点から久喜市教育委員会での取り組みはどのようなものか伺う。

○ 通告第 11号 川辺 美信 議員

(1) P66~67 4 衛生費 3 清掃費 3 ごみ処理施設整備推進事業

ごみ処理施設整備工事が 45 億 5460 万 1 千円と高額になっています。その全額を繰越明許費の補正に計上しています。2024 年度予算としないで 2023 年度の補正予算とした理由をお伺いします。

(2) P91 給与費明細書 イ会計年度任用職員

会計年度任用職員数を見ると補正前はフルタイム任用職員が 118 人、パートタイム任用職員が 874 人に対して、補正後はフルタイム任用職員が 6 人増の 124 人、パートタイム任用職員が 4 人増の 878 人となっていますが、給与費、職員手当、共済費共に減額となっています。減額となった理由をお伺いします。

○ 通告第 12号 貴志 信智 議員

(1) P42 久喜マラソン大会事業

今年度の久喜マラソン大会も大幅な定員割れとなった。約 500 万円の予算が追加で必要になった要因は、定員割れにより参加料収入が下振れしたことだと認識している。

ア 定員割れが続く現状から、久喜マラソンへのニーズに対して大会規模が過大である可能性がある。定員を少なく設定することで、開催経費を削減することは可能なのか伺う。

イ 追加の予算は、具体的にどのような用途になる見通しか。「実行委員会」形式は、お金の流れと意思決定のプロセスが見えづらい。具体的な用途を伺う。

○ 通告第 14号 渡辺 昌代 議員

(1) P66 衛生費 清掃費 ごみ処理施設整備推進事業

ア 廃棄物処理施設整備交付金が 1,235,556 千円増額された。2 年分を前倒しでの交付と聞いているが、これは今回の施設整備の国からの補助金のすべてとなるのか。総額としてはいくらになるのか伺う。さらに、全体の経費の何割となるのか、国庫補助金の説明を求める。

イ 来年度の繰越明許費では 4,554,601 千円となっていて地方債が 2,803,200 千円、基金繰入が 441,884 千円となっているが、実際に令和 5 年度の事業費はいくらになるのか伺う。

ウ ごみ処理施設の請負契約書では、令和 5 年度の支払い限度額が 8 億 3,600 万円となっている。支払いは令和 9 年度からと聞いているが、令和 5 年度の金額は前払い金が含まれるとして受け取っていいのか。さらに令和 5 年度の請負契約の支払いはいくらになるのか伺う。

(2) P7 繰越明許費 土木費 都市計画費 スマートインターチェンジ整備推進事業 16,709 千円の説明を求める。

(3) P28 寄附金 クラウドファンディング型ふるさと納税寄附金 マイナス 1,000 千円の説明を求める。

(4) P22 国庫補助金 中学校費補助金

ア 不登校児童生徒等の学びの継続事業補助金の「校内教育支援センターの配置」はすべての学校に設置するのか伺う。

イ そこに登校してくる児童生徒の対応・指導は誰が行うのか説明を求める。

ウ 教育支援センターが現在活用されているが、関係性はどうなるのか伺う。

(5) P72 土木費 都市計画費 久喜駅周辺まちづくり推進事業

マイナス 14,696 千円の説明を求める。

○ 通告第1号 岡崎 克巳 議員

(1) P130 15 交通対策費 6 地域公共交通充実事業

「地域公共交通計画策定業務委託料」について

- ア 計画を定める内容と根拠法令を伺う。
- イ 公共交通の課題を解決するため、想定される施策を伺う。
- ウ 計画では、市公共交通再編の内容を詳細に定めるのか、伺う。
また、定めるのであれば、再編後の地域公共交通の運行に向けたスケジュールを伺う。

(2) P230 1 環境衛生総務費 12 地域新電力事業

- ア 事業計画の作成等を含め、設立までのスケジュールを伺う。
- イ 事業実施には、太陽光パネルの設置等、自前電源の確保が必要になるが、考えを伺う。

○ 通告第2号 宮崎 亜希 議員

(1) P94 ホームページ更改事業

- ア 施政方針の内容から、更改に23,815千円をかける事で、大きく変わることは「スマートフォンから閲覧・検索しやすくなる」という事だが、具体的にどのように変更するのか伺う。
- イ 予算の概要P19にある「市民参加型のコンテンツ」の内容と、「手続きナビ等」の“等”の内容を伺う。

(2) P282 公園施設改修事業

- ア 菖蒲運動公園に設置するインクルーシブ遊具は、代表質問の答弁で、車いすの方が遊べる遊具を予定しているとあったが、どのようなものをどのくらい設置するのか伺う。
- イ 完成時期を伺う。

○ 通告第3号 猪股 和雄 議員

(1) P60 基金繰入金

当初予算での財源不足を補うために、基金の多くを取り崩すこととしたが、財政調整基金の事実上ほとんどを取り崩し、減債基金をゼロとするのは、久喜市の中長期的な財政運営の基盤を掘り崩すことになる。しかも財源不足の最大の原因となったのは公共施設の維持管理補修改修費であり、本来なら継続して保全が図られてこなければならなかった事業であった。

これらの事業と、さらには小中学校の屋上劣化の改修も、「予防保全」の考え方に立って、早急に進めていかなければならないとすれば、基金の取り崩しでなく、新規事業の先送りや支出の節減で財源を確保すべきであったと考えるが、いかがか。

(2) P130 交通対策費 交通安全施設管理事業

市内の道路で、横断歩道、中央線、外側線などの交通安全施設の路面標示が摩滅してほとんど消えてしまっていて、見えなくなっている地域が多い。たとえば、青毛地区ピースロード、青葉けやき通りなどで、最近、一部が補修されたが、全面改修にはほど遠い状況である。

ア 「交通安全施設管理事業」を23年度は前年比2.2倍の7291万円としたが、24年度は5676万円と1600万円も減額となっている。路面標示の補修費はどれくらいを確保したか。

イ 地区あるいは路線ごと、交通安全施設の路面標示が消えてしまっていて補修が必要な箇所は、現在、どのくらいあると把握しているか。

その内、新年度の改修の計画と見通しを示されたい。

(3) P90 人事管理事業（職員の男女共同参画）

市の男性職員の育児休業、出産補助休暇、育児参加休暇の取得は、2022年度までで人数ではほぼ100%になってきた。23年度の実績を踏まえて、新年度の見込み、取り組み方針を明らかにされたい。

取得日数には大きな差があり、取得率は大幅にアップできるか。できないとしたらどこに問題があると考えていて、どのように改善を図っていくか。

育児休業の取得率は100%を達成したが、昨年度の実績から見ると取得日数は1日だけという職員もいるようだ。1人1人の取得日数の拡大が課題であると考えるが、いかがか。

(4) P90 人事管理事業（障害者雇用）

障害者の市職員への雇用促進、昨年の採用試験の実績を踏まえて、新年度の方針を問う。

ア 2023年7月の障害者雇用は、職員数1,138人に対して、障害者実人数23人、換算で37人、3.25%であった。障害者雇用数は3年間増えていない。新年度当初の見込みはどのようなか。

2024年4月時点での、障害者雇用率の現状（部局別、職員数・障害者実人数と率、換算人数と率、身体障害者、知的障害者、精神障害者の内訳）はどのようなか。明らかにされたい。

イ 法の趣旨に沿って、知的障害者、精神障害者の雇用拡大について、新年度の就労環境と受入体制は、どのように改善されるか。

ウ 知的障害者および精神障害者雇用を拡大するために、当事者と仕事とのマッチング、職場における相談体制やジョブコーチ制度が必要である。この間、配慮すべき事項について、具体的にどのように検討してきて、どのように改善されるか。

(5) P132 デマンド交通運行事業

2021年11月に、地域公共交通会議で市内循環バス、デマンド交通（くきまる）の利用料負担を300円から500円に値上げが決定された。その後、2年間、据え置かれているが、この値上げの方針は撤回されたのか。

昨年、「令和5年度は行わない。今後経済状況が好転し、市民生活が安定した状況になりましたら、その時点で運賃改定の実施時期等を判断していく」という答弁があったが、2年も据え置いてきたのだから、改めて公共交通会議に諮るのか。それとも値上げは決定しているのだから、時期を見て市長の判断だけで値上げするのか。

(6) P134 久喜マラソン大会事業

市長が施政方針で「久喜マラソン大会の充実」を語っているが、実際には23年度も参加者が募集の半数くらいにとどまっている。こうした実情を踏まえて、どのように充実するのか。「久喜マラソン大会の充実」のための課題をどのようにとらえているか、明らかにされたい。

(7) P225 アピアランスケア費助成金、若年がん患者在宅療養費助成金 AYA世代のがん患者に対する支援

ア 市長は施政方針で「がん患者の医療用ウィッグに対する助成金交付事業を引き続き実施していく」と述べたが、AYA世代のがん患者に対する支援のために、福祉用具のレンタルや購入に対する助成、介護支援の制度が必要だが、どのような支援の枠組みを作る方針か。

イ 特に、AYA世代のがん患者が治療と就労・社会参加を両立させるために、医療用ウィッグに加えて、補整下着等の購入の補助制度を創設するべきだが、いかがか。

(8) P162 要援護者見守り支援事業（昨年2月議会の答弁を踏まえて）

ア 要援護者見守り支援事業登録者（2023年3月時点で2,895人）について、個別避難計画の策定を進めていくという答弁があったが、この1年間でどれくらい策定が進んだか。

イ 個別支援プランまたは個別避難計画を作成した登録者の内、「避難場所」として福祉避難所を明記しているのは何人になったか。

ウ 風水害69人、地震110人の登録者は第一次的に、福祉避難所に避難する、それを受け入れるという考え方で良いか。

それ以外の方は、まずは一般の指定避難所または拠点避難所に避難して、その中から必要のある方が二次的に福祉避難所に行くという考え方がか。

エ 昨年も（先日の市長答弁も）、拠点避難所を開設した後に速やかに福祉避難所を2か所程度開設すると言われていたが、

①2か所とはどこか、

②なぜ2か所だけなのか、

③2か所で何人程度受け入れ可能か、

④31か所の福祉避難所の内、当初からの開設をもっと増やしていくべきだが、方針を問う。

オ 「障害者のための防災の手引き」では、一般の指定避難所に避難してから、希望を聞いて福祉避難所に移送することが前提になっていて、障害者や要援護者の避難の実態に合わないことは明らかである。

昨年、部長が、新年度中に見直していくという答弁をしていたが、どのように見直し作業を進めたか。障害者施策推進協議会等での協議も必要だが、「改訂版」はいつ頃までに策定する計画か。

(9) P200 児童福祉施設費

ア 新年度4月時点における、いわゆる「待機児童」の見通しを明らかにされたい。

新規入園申込者数、申請取り下げ者数、新規入園決定者数と、入所保留者数、その年齢内訳を明らかにしてください。

厚労省の基準による入所保留者数とその年齢別内訳を明らかにされたい。

その他に、厚労省の基準に含まれない、入所を希望しながら入れなかった、実質的な待機児童の人数、希望が合わなかった、求職活動をしてないとみなされたなどの、理由別の内訳人数を明らかにしてください。

イ 毎年年度途中で待機児童が増えていくが、新年度の見通しはいかがか。

ウ 今後の、「入所保留者を出さない」、「年度途中で希望者全入」への取り組み方針と見通しを説明されたい。

○ 通告第5号 齊藤 広子 議員

(1) P192 ひとり親家庭自立支援事業 養育費確保支援補助金について

ア 新規で40万円の予算が計上されていますが、補助金の内容と何名分を考えているのか伺う。

イ 相談体制について伺う。

(2) P198 産後ケア事業について

ア 令和5年度は116万8,000円(衛生費)の予算でした。令和6年度は313万2,000円の予算になっていますが、増となった理由を伺う。

イ 国の減免支援の導入について伺う。

ウ 減免支援を導入する場合における利用料減免の実施方法について伺う。

(3) P222 成人健康診査事業 若年(AYA世代)がん患者の在宅サービス利用等に助成金を支給

ア 事業の内容として訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具の貸与、福祉用具の購入補助の品目について伺う。

イ 助成金額は、対象サービス利用料・購入費の何割が該当になるのか。

(ア) 訪問入浴介護、福祉用具貸与を合わせて月額いくらか。

(イ) 福祉用具購入の場合、助成金額は、一人当たりいくらか。

(ウ) 申請に必要な意見書作成料に対する助成金額はいくらか。

ウ 生活保護世帯に対する助成金額はいくらか。

エ 助成金支給の開始時期、申請の流れについて伺う。

○ 通告第6号 春山 千明 議員

(1) P136 総務費 総合運動公園施設整備事業 総合運動公園スケートボード施設等整備工事設計業務委託料

ア 令和5年度当初予算でも同じ業務委託料11,856千円が計上されている。令和6年度当初予算での計上は前年度と合わせどのような内容となるのか伺う。

イ 設計業務に際し専門的意見を聞くなど関係団体、企業などと連携して進めなければならないと思う。どのような関連団体や企業と連携しているのか伺う。

ウ 久喜市として初となる施設であるスケートボード場、3X3バスケットボールコート等の設計がされるが、立地や広さなどを踏まえ特色あるものにすべきだと考える。どのような内容になるのか伺う。

- エ 設計業務委託を経て現在のプール取り壊しから供用開始までのスケジュールを伺う。
- (2) P190 民生費 子ども医療費支給事業 予算はここ3年の間で年々増えている。積算根拠を伺う。
- (3) P198 民生費 児童手当給付事業 令和6年度からどのように変わるのか内容を伺う。また、期待できる効果はどのようなものにとらえているか伺う。
- (4) P234 衛生費 ごみ処理施設整備推進事業
- ア ごみ処理施設施工監理等業務委託料と合わせて道路設計業務委託料が計上されている。これは施設内の新設道路の設計なのか伺う。
- イ ごみ処理施設、余熱利用施設、公園の一体的な整備と合わせて周辺（広い意味での）道路の整備計画はあるのか伺う。
- (5) P340 教育費（歳入 P60）児童生徒等健康診断・健康管理事業
- ア 小中学校屋外の AED 設置はクラウドファンディング型ふるさと納税寄附金からなる事業だと思うが、最終的に年度内に屋外に設置されると考えてよいのか、この事業の仕組み等内容を伺う。
- イ 設置される屋外とは校門等、外部の人が使いやすい場所に設置されるのか伺う。

○ 通告第7号 大橋 きよみ 議員

- (1) P340 児童生徒等健康診断・健康管理事業
- クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、小中学校 31 校に屋外 AED を設置する事業について以下伺う。
- ア 屋外 AED 設置費用の総額について伺う。また、ランニングコストについても伺う。
- イ 屋外 AED は、リースまたは買い取りか伺う。
- ウ クラウドファンディング型ふるさと納税の活用期間を伺う。また、単年度事業なのか伺う。
- エ 屋外 AED を設置することで、地域の方々の活用も可能になるため、クラウドファンディング型ふるさと納税の周知をすべきと考えるが如何か。
- オ 久喜市の事業に協賛を頂いている企業へ、ご協力頂けるよう呼びかけていくべきと考えるが如何か。
- カ 目標額に達した時点で、屋外 AED の設置をするのか伺う。

○ 通告第8号 園部 茂雄 議員

- (1) P218 衛生費 保健衛生総務費中、地域医療対策事業の民間の AED 設置事業所と協力し、AED の利用しやすい環境の整備として、消耗品費 231,000 円の予算が計上された。
- 市内の AED 設置事業者は何社あるのか、できる限り多くの事業者と協定を結ぶべきだが市の考えを伺う。また、市民への周知について、どの様に設置場所を周知するのか伺う。
- (2) P341 児童生徒数等健康診断・健康管理事業
- ア クラウドファンディング型のふるさと納税を活用し、市内の小・中学校 31 校に屋外 AED を設置するとしているが、単年度で行うのか、複数年掛けて行うのか、設置のスケ

ジュールと優先順位、主な設置場所を伺う。

また、公立の幼稚園・保育園については、屋外設置をどの様に考えているのか伺う。

イ 学校医報酬について、令和6年度における改定を期待したが、当初予算には前年同額が計上された。学校医報酬額の県内平均、久喜市のランキングを伺う。また、この現状について認識を伺う。

(3) P309 教育費 小学校維持管理事業中、工事請負費で各学校の外壁改修工事が一律149,600千円で統一されている理由を伺う。

○ 通告第10号 成田 ルミ子 議員

(1) P220 産婦人科医療機関開業支援事業

代表質問において市有地の提供をはじめ、支援の幅を広げるという答弁があったが、具体的施策について伺う。

(2) P128 若い世代の市民参加促進事業

ア 具体的な事業の予定はあるか伺う。

イ 若い世代の市民参加について、どのような働きかけをしていくのか、市の考えを伺う。

(3) P128 地域提案型活動事業

市民活動推進事業に統合した経緯を伺う。

○ 通告第11号 川辺 美信 議員

(1) 2020年4月1日から導入された会計年度任用職員制度が5年目を迎えることとなります。そこで次の項目をお伺いします。

ア 2024年4月1日予定の、フルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員数を、一般会計予算及び特別会計予算毎にお伺いします。

イ 2024年4月に昇給するフルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員数及びその割合(%)をお伺いします。

ウ 昇給しなかった、若しくはできなかった会計年度任用職員はいますか。いる場合その人数と理由についてお伺いします。

エ 2024年4月から市町村共済組合に加入する会計年度任用職員数をお伺いします。

(2) P110~111 7特急券購入費補助事業

移住者の通勤通学時における特急券の購入費用に対する補助金とあります。そこで次の項目をお伺いします。

ア 移住者の定義をお伺いします。また、対象者に対してどのように周知するのかお伺いします。

イ 補助金の支給まで(申請による現金給付なのか現物給付なのか等)の流れを説明して下さい。

ウ 1人当たりの補助金額と補助対象区間、補助する期間をお伺いします。また、補助金の回数の上限などは設定するのかお伺いします。

エ 旅行者は対象とならないのかお伺いします。

オ 移住者に限定とし、市民全員を対象としなかった理由をお伺いします。

(3) P128～131 1 交通安全対策事業

交通指導員について次の項目をお伺いします。

ア 現在の交通指導員の定員と登録数をお伺いします。

イ 欠員が出ている地区（小学校）と人数をそれぞれお伺いします。

ウ 小学校から要望が出されている交通指導員配置数と、現在の配置数を小学校ごとにお伺いします。

エ 未配置箇所があればその数を小学校ごとにお伺いします。

オ 児童が安全に通学できるように、未配置箇所についてどのように安全を確保するのかお伺いします。

(4) P274～275 9 バスターミナル管理事業

現在のバスターミナルは、近鉄なんば駅西口（大阪）行き高速バスが一日1便（往復）のみとなっています。そこで次の項目をお伺いします。

ア 近鉄なんば駅西口（大阪）行き高速バスで、菖蒲バスターミナルを利用している人数をお伺いします。

イ 利便性向上のため新たな事業者獲得に向けてどのように働きかけているのかお伺いします。

ウ 路線バスの乗り入れについて検討しているのかお伺いします。

エ 菖蒲バスターミナルを、交通結節点として利用拡大していく考えは無いのかお伺いします。

(5) P328～331 2 公民館事業推進費 1 職員給与費 及び 2 会計年度任用職員給与費

ア 一般職が8人（常勤職員7人、暫定再任用職員1人）と記載されています。23年度予算書では11人（常勤職員8人、暫定再任用職員2人、暫定再任用短時間職員1人）でした。23年度は事業数90と事業日数300日を実施するため時間外勤務も多かったと聞いていますが、人員を削減する理由をお伺いします。また、23年度同様の事業数と事業日数を取り組める組織体制なのかお伺いします。

イ 公民館事業運営委員は2023年度と同様に80人です。旧公民館8館に配置するとのことですが充足率をお伺いします。また、24年度に委員の入替えはあるのかお伺いします。

ウ 公民館事業の更なる推進のため、公民館事業運営委員はすべてのコミュニティセンターに配置すべきと考えますがいかががお伺いします。

○ 通告第12号 貴志 信智 議員

(1) 市の貯金である財政調整基金の残高は、令和6年度末には合併以来最低の水準となる。さらに将来への備えともいえる減債基金の残高はゼロになる。今後のアセットマネジメントに充てる財源となるはずだったアセットマネジメント基金は公共施設個別施設計画が動き出す前にほとんど使い切ることになる。「財政危機」が他人事ではなく、顕在化した状態と言える。これまでも中期財政計画などで厳しい予測が示されたことがあったが、今回は全く次元が違う。

ア 久喜市は、これまで年度当初の財源不足を補うため財政調整基金を20億近く取り崩す

運用をしてきた。昨年2月の議会で総合政策部長は「ここ5年程度で見ると19億円程度の財政調整基金を当初予算で取り崩しをしている。そうして当初予算を組んでいるので、最低その程度は必要である」との認識を示している。令和6年度末の財政調整基金残高が、7億円程度になった場合、総合政策部長が示した「最低の水準」を大幅に下回る。また、同じ議会で総合政策部長からは「決算で見ると、実際10億円程度まで戻している」との答弁もしている。予算の概要によると令和6年度は7億円の決算剰余金を見込んでいるようであるが、仮に答弁の通り決算剰余金が増えたとしても「最低限必要」であるはずの19億円には遠く及ばない。言い換えると、令和7年度当初には、財政調整基金を使い切ることになる。このままでは久喜市の財政は破綻に向かうものと思う。令和6年度の予算が後年度に大きな影響（これまでの水準での当初予算編成を不可能にしたり、財政調整基金を枯渇させる等の影響）を与える可能性をどのように評価しているか伺う。

イ 令和6年度、ここまで各基金が減少する要因をどのように認識しているか伺う。

ウ 年度末の残高も問題であるが、年度当初の残高も大問題である。確認した平成30年度以降、全ての年度において、年度当初の取り崩し後も20億以上の残高があったが、令和6年度は年度当初残高が250万円程度になる。決算剰余金が計上される9月以降まで、財政調整基金は250万円少々で推移するものと理解している。つまり、この間に補正予算を組む場合には、財源として財政調整基金を充てられない。財政調整基金がゼロに近い残高になることで、9月までの補正予算の編成にどのような影響が出るのか伺う。

エ 大変厳しい財政状況が見込まれるが、だからといって今後、借金に依存する（地方債を増額する）のは、自転車操業に他ならず、将来世代にツケを先送りする悪循環である。また「借金が積みあがること」は、市民にとって最も分かりやすい指標であり、市への信頼を大きく損なうことにも直結する。令和6年度も総合振興計画に掲げた「実質公債費比率の目標値」を目指すべく中期財政計画に記載がある「公債費を減少させる」「交付税措置のない地方債の借り入れを抑制する」という方針を堅持するべきと考える。見解を伺う。

オ 埼玉県ホームページで公開されている情報によると久喜市職員の給料水準は、ここ何年も埼玉県の市で最下位である（ラスパイレス指数より）。対照的に全国トップレベルの高コストと思われるごみ処理施設をはじめ、まるで財源に余裕があるかのような大型事業が散見され、これらを見直す気配は無い。このような中で、顕在化した令和6年度の財政危機を、職員はどのように認識しているか考えるか伺う。またこのような財政状況が見込まれることは、当然に全職員に周知されるべきである。見解を伺う。

カ ここまで財政が悪化した場合に、シンプルに考えられる対策は、歳入を増加させることと、歳出を削減することである。令和6年度は具体的にどのように取り組むか伺う。

キ ゴミ処理施設新設に充てられる今年度の予算自体は、全体のインパクトとしては、一見大きくないように見える。しかし、ゴミ処理施設関連の基金は令和6年度末においても10億円程度も積まれている。この10億円は、ゴミ処理関連の費用がもっと低額であれば財政調整基金に充てることができた財源である。財政調整基金の枯渇への影響は極めて大きい。今からでも賑わい分を見直すなど後年度の負担を減らす手立てを考えるべきと思う。見解を伺う。

ク このような財政状況下において、5億円もかけて東鷲宮駅前に立体通路を整備すること

が、必要とは思えない。見直すべきである。見解を伺う。

- (2) 公共施設の修繕に関して、点検だけして修繕までに時間がかかるのではこれまでと大差がない。修繕を速やかに進める必要がある。令和6年度は公共施設の修繕関連の事務量が膨大になるものと予想する。一日も早く危険が解消されるように、職員の配置が極めて重要になる。修繕に関する事務が増える部門にどのように人員を配置するのか伺う。

○ 通告第13号 杉野 修 議員

- (1) P88-P93 総務費 一般管理費

公務推進に支障をきたすような「カスタマーハラスメント」への対策が新年度予算の中で、どのように講じられているのか。対策内容を伺う。

- (2) P114-P117 人権推進費

特定の運動団体に対して205万円が補助金として計上されている。根拠法がすでに失効している事業に対して、公的資金を投入することがなぜ可能なのか説明を求める。また、その事業の内容を伺う。

- (3) P128-P129 総務管理費 桜田コミュニティセンター開設準備事業

ア 予算には、事務用備品として2661万円が計上されているがどのような内容か、こどもの遊具か。また支払い家賃、その他の経費はどのように想定しているのか伺う。

イ 施設毎の想定利用人数と総利用人数。年間利用料金収入の総額を伺う。

- (4) P150-P151 個人番号通知書・個人番号カード交付事業

マイナンバーの利用は、法で税、社会保障、災害対策の3分野に限定されている。しかし、例外も多い。新年度は「利用分野の拡大」予定はあるのか伺う。

- (5) 歳出全体の「職員給与費」について

新年度で、いわゆる「雇止め」になる会計年度任用職員など短期雇用の該当職員は存在するのか伺う。

○ 通告第14号 渡辺 昌代 議員

- (1) P22 地方交付税

令和6年度は前年度に比べて8億円もの増額としているが、根拠を伺う。

- (2) P40 国庫補助金 清掃費補助金

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念 市民の森・緑の公園一体整備事業の社会資本整備総合交付金については令和6年度、さらにそれ以降どのようになるのか、補助金が見込めるのか、全体での補助金はいくらになるのか伺う。

- (3) P60 繰入金 基金繰入金

財政調整基金をほぼ全額取り崩す予算となっているが、突発的な災害、パンデミックが起こった時の対応はどのようにするのか伺う。

- (4) P336 教育費 社会教育費 図書館管理運営事業

移動図書館についてはどのような運営方法とするのか、指定管理者が全て運営していくのか伺う。その他新たな事業についての説明を求める。費用経費についても伺う。

- (5) P336 教育費 社会教育費 桜田コミュニティセンター内図書コーナー開設準備事業
運営は委託で行うのか、司書の配置、蔵書数についてはどうなるのか伺う。

○ 通告第15号 奈良 政宏 議員

- (1) P232 衛生費 環境保全費 ポイ捨て等及び路上喫煙防止対策事業
栗橋駅西口喫煙所設置工事
- ア 喫煙所設置では、JT等の補助金活用はあるのか伺う。
- イ スケジュール、設置位置について伺う。
- ウ 栗橋駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定とあるが、指定区域の範囲、開始時期について伺う。
- (2) P328 教育費 社会教育総務費 いきいき活動センターしずか館解体事業
解体工事
- ア 校舎・体育館・プール解体の具体的なスケジュールを伺う。
- イ プール敷地内及び近辺には物置があるが、移動等をどのように考えているか考えを伺う。

○ 通告第16号 瀬川泰祐 議員

- (1) P230 4 衛生費 2 環境衛生費 1 環境衛生総務費 地域新電力事業
- ア 510万円の費用の内訳を伺う。
- イ 法人の設立・運営にあたって、補助金の活用を考えているのかを伺う。

○ 通告第13号 杉野 修 議員

(1) P386-389 一般管理費

国は12月1日までは従来の国民健康保険証が発行できるとし、その後は1年間に限り、経過措置としてその保険証を延長して使えることとした。また、12月2日以降にマイナ保険証を持たない人が新たに資格を取得した場合、資格確認書を発行することとした。資格確認書の発行などに関連した予算は計上されているのか伺う。

(2) マイナ保険証を持たない人には資格確認書を交付するとされているが、資格確認書は申請が必要となるのか。それともプッシュ型で交付されるのか。いわゆる「無保険者」にならないよう手立てを講じる必要があるがいかがか伺う。

議案第 8 1 号	久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
-----------	---------------------------------

○ 通告第 1 1 号 川辺 美信 議員

(1) 会計年度任用職員制度の導入当初から、勤勉手当の支給が対象外となっていた問題点を指摘し続けてきました。ようやく 2024 年度から正規職員と同じように勤勉手当が支給されることで、官製ワーキングプアから一定の改善が図られることとなります。そこで次の項目をお伺いします。

ア 勤勉手当の支給対象者と対象者数をお伺いします。

イ 勤勉手当には成績給が導入されています。会計年度任用職員においても成績給を導入するのかお伺いします。また、これまで支給対象外であったことや、正規職員に比べて賃金が低いことから成績給は導入すべきではないと考えますが見解をお伺いします。

○ 通告第 1 4 号 渡辺 昌代 議員

(1) 今度の改正で対象となる会計年度任用職員の人数をパート、フルタイムに分けて伺う。

(2) 企業職員に該当する職員についても人数を伺う。

(3) 会計年度任用職員勤勉手当は今回平均いくらとなるのか伺う。

(4) 勤勉手当には、勤務時間数、経験年数等はどのように影響するのか伺う。

議案第 84 号

久喜市手数料条例の一部を改正する条例

○ 通告第 1 号 岡崎 克巳 議員

- (1) 改められる法律には「等」がつくが、等とは何か、伺う。
- (2) 別表第 2 の第 70 項及び第 71 項の認定はどのような経緯で新設されるのか、伺う。
- (3) 第 2 条の「市長が別に定める建築物」とは何か、伺う。

○ 通告第 13 号 杉野 修 議員

(1) 久喜市桜田コミュニティセンターについて以下伺う。

ア 職員は、並行して開設予定の「行政窓口」といわゆる「兼務」か、また再任用職員を配置するのか、管理運営の体制を伺う。

イ スタジオなので利用方法・内容によっては、音響機材を使うこともあるが、スピーカーやアンプなどは備品にあるのか。持ち込みだけか。またその電気代は請求するか伺う。

ウ 開設前から「公共施設予約システム」の対象になるのか伺う。また何月から予約可能か伺う。

○ 通告第 1 号 岡崎 克巳 議員

- (1) 新条例の特徴と誘致推進体制及び、周知方法を伺う。
- (2) 指定要件を満たした企業が、指定の申請ができる時期を伺う。
- (3) 本社機能を有した企業を誘致する効果をどのように考えるか、伺う。
- (4) 別表の太陽光発電設備設置助成金の省エネルギー性能優良施設とはどのような施設か、伺う。
- (5) 第 6 条第 1 項第 2 号の対象事業は何か。
- (6) 税金と雇用の見込みはどの程度あるのか、伺う。
- (7) まちづくり推進部との連携が必要だが、考えを伺う。

○ 通告第 11 号 川辺 美信 議員

- (1) 現行条例では、菖蒲北部地区（蓮田都市計画事業菖蒲北部土地区画整理事業施行区域）、菖蒲南部産業団地（菖蒲インター地区地区計画区域のうち、近隣サービス施設地区を除く）、清久工業団地周辺地区（久喜都市計画事業清久工業団地周辺土地区画整理事業施行区域）と指定されています。今回の改正案では「特定地域」と範囲を広げています。これは、市内全域という理解で良いのかお伺いします。
- (2) 現行条例では、「企業立地奨励金として当該指定企業が菖蒲北部地区等においてその事業の用に供する土地、家屋及び償却資産に対して課税される固定資産税で、操業の日以後、最初に課税される年度から起算して 3 年度分のそれぞれの額の 4 分の 1 に相当する額を、清久工業団地周辺地区において操業を開始した指定企業に対して交付する奨励金は、当該指定企業が清久工業団地周辺地区においてその事業の用に供する土地、家屋及び償却資産に対して課税される固定資産税及び都市計画税に相当する額を、操業日以後、最初に課税される年度から起算して 3 年度分について交付する。」とあります。改正案ではこうした奨励金が無くなりますがその理由をお伺いします。
- (3) 現行条例の助成金では「水道利用加入助成金」「雨水浸透施設設置助成金」が対象になっていますが、改正案では無くなっています。その理由をお伺いします。
- (4) 現行条例の対象となった企業数をお伺いします。

○ 通告第 14 号 渡辺 昌代 議員

- (1) 現在の企業誘致条例に該当している企業はあるか伺う。
- (2) 現在の企業誘致条例の障がい者雇用促進助成金では、これまでの成果はどの位あったのか伺う。該当する企業の何割が助成金申請を行ったのか、雇用件数についても伺う。
- (3) 「特定地域」について理解しづらいので説明を求める。

- (4) 工業団地以外の地区での工場等の開発を安易に誘導することになるのではないか伺う。
- (5) 1 回限りの助成としたこと理由を伺う。申請の交付条件、対象の期間について伺う。
- (6) 固定資産税を減免としなかった理由を伺う。
- (7) 第 4 条の助成金の種類について、以下伺う。
 - ア 雇用促進助成金の限度額 500 万円に該当する企業の説明を求める。
 - イ 障がい者雇用促進助成金は後からでも申請できるのか伺う。
 - ウ 太陽光発電設備設置助成金の交付条件に、新電力会社との契約を条件にしないのか伺う。
- (8) 第 6 条の (1) 新設等の等とは何か伺う。
- (9) 第 6 条の (5) 中小企業の指定要件について伺う。

○ 通告第 3 号 猪股 和雄 議員

(1) 第 9 期介護保険事業計画(案)では所得段階別介護保険料区分は、8 期と同じ 15 段階とされた。第 2 段階は介護保険料 1,000 円の引き上げとなっているが、この段階の据え置きは検討しなかったか。特に普通徴収の世帯は保険料の滞納が多く、給付の制限もあり得るので、引き上げ幅を抑制するべきであるが、見解を問う。

例としてあげれば、新宿区は 16 段階で、所得 3500 万円以上で保険料は 28 万円である。

たとえばひとつの試算として、久喜市で、段階区分を 20 段階にして、13 段階以上の保険料の累進性を強め、15 段階で 20 万円、20 段階を 30 万円とすることによって、低所得階層の保険料の引き上げ幅を抑制することも可能である。そうした検討はしなかったか。

○ 通告第 9 号 大谷 和子 議員

- (1) 第 9 条 (使用料) で利用にあたり 300 円の使用料とされているが、第 2 項では 0~3 歳児は無料としていただき、それによって未就園児を連れてきた親が訪れた場合は 300 円で利用できるわけだが、両親が 1 人の子を連れて利用した場合は 600 円掛かる。付き添いの保護者が同伴しなければならないとなっている当施設の、同伴者の使用料についてはどのように検討されたのか。

○ 通告第 13 号 杉野 修 議員

- (1) 東鷲宮駅東側に建設予定の商業施設 2 階に設置される「こどもの遊び場」の内容を伺う。
- ア 遊具の選定や入れ替えなどは、「事業の受託者」のみで決定するのか。市は行政の立場から協議に参加しないのか伺う。また「規則・細則」はいつ決まるのか伺う。
- イ 久喜市は、運営者 (あるいは運営者が実施する事業) に対しての補助は行うのか伺う。
- ウ 障がい者雇用の計画はどのようなのか伺う。

○ 通告第 2 号 宮崎 亜希 議員

(1) P110 市民文化系施設

ア 東町集会所は、令和 4 年度の利用団体数が 684 団体、利用者数は 7,623 人である。久喜東コミュニティセンターの予約が非常に取りにくい中、これまで東町集会所を利用していた方は、令和 8 年の除却後、どこで活動することを想定しているのか伺う。

イ 久喜東 5 丁目は高齢化率が高いが、集会所がない。東町集会所は普段の利用だけでなく、選挙の投票所にもなっており「東町集会所まで歩くのが精一杯なのに、投票所が久喜東コミュニティセンターになるのであればもう投票に行けない」という市民の声を伺っている。除却すべきではないと考えるが、いかがか。

○ 通告第 3 号 猪股 和雄 議員

(1) 第 4 章で、「あるべき値」の考え方を位置づけている。P43 で「あるべき値」とは「将来的な人口減少や構成の変化を踏まえた上で、本市が行政運営を継続するうえでの最低限必要となる施設総量を意味し、今後 35 年間の計画期間内において総量削減を推進していくうえでの目安に位置付けられるもの」としている。

ア 「最低限必要となる施設総量」を、「あるべき値」で、「施設削減の目安」と位置づけたのはなぜか。

イ 「最低限必要な施設の総量」は、「久喜市にあるべき公共施設の量」ではなくて、「行政サービスの最低水準を確保する施設の量」であると言うほかないが、いかがか。

ウ 少子高齢化がいつそう進むことが避けられない中で、市民サービスの向上、住みやすいまちづくりを進めていくために、多くの自治体の議会も行政も、最低限必要な水準をいかに上回って充実させるかを目指して取り組んできた。久喜市の行政は、久喜市の公共施設は、最低限必要な水準を確保できればそれでいいと考えているのか。

エ 公共施設について最低のサービス水準を確保することをめざすということは、公共施設のサービス水準が他市に比較して低くていいということになるが、見解を問う。

オ 久喜市は他市のサービス水準よりも低いサービス水準をめざすということを、市民と全国に宣言するのか。

カ 久喜市行政が目指すべき公共施設の水準は、「最低限必要な施設総量」よりも充実した施設量を設定して、それを「あるべき値」と位置づけるべきではないか。

(2) P71 5. 4 福祉施設 ふれあいセンター久喜

1998 年に建築後 40～50 年間で「更新」、久喜東複合施設として新築（統合）する計画である。市役所本庁舎が建築後 50 年以降も「複合拠点施設」として継続して活用する計画なのに、なぜふれあいセンター久喜を 40～50 年間で更新（新築）しなければならないのか。

行政窓口、福祉機能、児童センター、中央図書館、コミセン機能を有する「東複合施設」

が必要と考えるのであれば、ふれあいセンター久喜と重複する機能を除いた「複合施設」を別に建築するべきではないか。見解を伺う。

(3) P71 5. 4 福祉施設 健康福祉センターくりむ

2025年度以降に大規模改修工事を実施する計画であり、大規模改修後、少なくとも数10年間は活用できると考えられる。にもかかわらず、今から10~20年後に廃止・除却するという計画では税金のムダ遣いであり、変更するべきだが、いかがか。

(4) P71 5. 4 福祉施設 障害者施設

障害者施設は現在は「地域に1箇所を目安」で、今から15年後以降に「方向性について検討」としている。

ア そもそもこれまで地域に1か所を目安に計画を立てて配置してきたのではなく、当事者と保護者、地域の必要に迫られて増やしてきたのであって、認識が間違っていると言わざるを得ないがいかがか。

イ 「方向性について検討」とは、「何を検討」するのか。「地域に1か所の目安」を検討するという意味か、「統合や大規模化」を検討するのか、「公設民営」の設置・運営方式を検討するのか、何が検討課題であると考えているのか。

「何の方向性をどのように検討するのか」の中身と、なぜそれらの検討が必要と考えるのかを説明されたい。

ウ 個別施設計画のこれまでの経過からして、当事者や関係者の意向に反して、「廃止や統合、民間化の方向性」を検討すると受け止めざるを得ないがいかがか。

現行計画で民間化を打ち出したが、当事者や保護者からは「地域に配置」「比較的小規模の施設」「公設民営」の必要性が強調されていた。市長と行政もそれら当事者の趣旨を理解したものと考えていたが、理解していなかったのか。それを蒸し返して、改めて配置や規模、設置と運営形態を検討しようというのか。

エ 「方向性について検討」するとしても、建物の更新時期が近づいてから検討するのではなく、今から、保護者らと協議して「検討」するべきであるが、いかがか。

オ 今回の改定案を策定するに当たって、当事者家族や障害者施策推進協議会の意見を聞いたか。障害者施策の専門審議機関に諮問するなど、意見を聞くべきであるが、いかがか。

(5) P69 5. 3 医療・保健施設

保健センターは、5年後までに現中央保健センター1か所に統合集約し、15年後までに現市役所本庁舎を転用して保健子育て支援施設に移転させる計画である。これまで保健師は妊産婦乳幼児全戸訪問など、地域密着の活動をして市民の信頼を得てきた。中央1か所に集約するという事は、地域に根ざした保健師の活動が変質することになるが、いかがか。

(6) P62 5. 1 行政系施設

現行計画にあった「栗橋市民プラザ(2024年新築)」を削除して、「栗橋行政センター」を15年以内に新築するとしている。栗橋総合支所の状態やこれまでの経過を踏まえれば、早期に場所を検討・決定して、「第1期中に新築」の計画とするべきではないか。

(7) P95 5. 12 市民文化系施設 鷲宮東コミュニティセンター(さくら)

「第1期中に機能・建物の方向性について検討する」とあるのは、現行計画や原案にあ

ったように、機能を桜田複合施設に全面的に移行して廃止するために、地元住民の理解を得るといった意味か。

地域住民の要望や、議会での「存続を求める請願の趣旨採択」を踏まえれば、当然に今後、中長期にわたって存続させるべきであるが、いかがか。

(8) P95 5. 12 市民文化系施設 集会所

ア 東町集会所、本町集会所、地域交流センターは第1期(～2029年)に除却(廃止)、太田集会所は第2期(～2038)、栗原記念会館、花みずき会館もその後に除却(廃止)の案となっているが、地域住民や利用者の意見を聞かないで進める方針か。

地域住民や利用者の意見を聞く考えがあるとしたら、どのように聞いていくか。

イ 案では「機能を〇〇に集約し、建物は除却」という計画で、地域に密着した比較的小規模な集会所施設を廃止して近隣の比較的大規模な施設に統合する方向性が明確である。特に高齢化が進む中で、身近な地域での生活に密着した小規模な施設の役割をどう考えるか。

ウ 比較的活発に利用されている施設が多いが、活用状況をどう認識しているか。地域住民に活用されていても、市の維持管理や財政の都合から、公共施設を減らし削減率を高める方針を優先する考えか。

(9) P95 5. 12 市民文化系施設

個別施設の状態等(P22)で劣化状況調査が行われているが、それが個別施設の維持管理方針に反映されていないように受け止めざるを得ない。たとえば青葉コミセンは屋上劣化度が「D」、構造部・外壁・内部が「C」で、学校等を除けば最悪の状態である。第6章 施設分類別保全計画では、2027・28年に「長寿命化改修」の計画となっているが、予防的維持管理の考え方に立って、少なくとも屋上劣化については直ちに改修すべきであるが、いかがか。

○ 通告第11号 川辺 美信 議員

(1) P62～63 行政系施設について次の項目をお伺いします。

ア 施設総量の推移のあるべき値(最低限必要となる施設総量)が25,608.40㎡に対して、第2期満了時で25,279.62㎡とあるべき値を下回っていますが理由をお伺いします。

イ 第4期満了時点では22,100㎡とありますが、P144に記載されている新築する行政系施設だけでも本庁舎増築棟20,000㎡、栗橋行政センター500㎡、久喜東複合施設500㎡、鷲宮複合施設500㎡、桜田複合施設100㎡です。その他には現本庁舎8,165.25㎡、菖蒲行政センター5,055.88㎡があります。行政機能となる床面積としては22,100㎡では少な過ぎると思います。あるべき値である25,608.40㎡は最低限必要と考えますが見解をお伺いします。

ウ 本庁舎増築棟の建設にむけて、本庁舎整備推進室が24年度から稼働しますが、増築棟の建設に向けてのスケジュールをお伺いします。

エ 当初計画では栗橋市民プラザを24年に新築すると市民に説明をしてきましたが、計画が第2期と大きく変更となった理由をお伺いします。

オ 保健センター機能、子育て支援施設・ファミリーサポートセンターを第2期中に、公文書館を第3期中に現庁舎に移転するとあります。それぞれの想定床面積をお伺いします。また、現庁舎にはその他どのような機能を有する計画なのか、想定する床面積も含めてお伺いします。

(2) P70~72 福祉施設

障がい者施設の当初の計画は22年に民間譲渡とされていましたが、施設管理者と利用者から公設での継続を要望されたことから、「建物の更新時期に利用状況等を勘案し方向性を検討する」に変更されました。しかし、あるべき値は0.00㎡のままです。これは、久喜市は公設の障がい者施設は必要がないことを現していると受け取れます。0.00㎡とした理由をお伺いします。

(3) P73~75 幼稚園・保育所

幼稚園・保育所の当初の計画は、中央幼稚園は除却、栗橋幼稚園と保育所は第1期と第2期中に民間譲渡とされていましたが、民間保育所と利用者から公設での継続を要望されたことから、幼稚園は「方向性について検討する」保育所は「民間譲渡」と「維持」とされています。しかし、あるべき値は依然として0.00㎡のままです。これは、久喜市は公立幼稚園と公立保育所は必要がないことを現していると受け取れます。0.00㎡とした理由をお伺いします。

(4) P95~99 市民文化系施設について次の項目をお伺いします。

ア 第2期中に久喜総合文化会館を更新して(新)久喜文化ホール(床面積10,000㎡)を新築とあります。そこで次の項目をお伺いします。

(ア) 久喜総合文化会館(8,167.37㎡)、菖蒲文化会館(3,458.06㎡)、栗橋文化会館(3,285.19㎡)、久喜中央コミュニティセンター(2,112.16㎡)は第2期を目途に機能を(新)久喜文化ホールへ機能を移転するとあります。施設利用者数は久喜総合文化会館で263,955人、菖蒲文化会館で47,116人、栗橋文化会館で58,985人、久喜中央コミュニティセンター139,136人がP32に記載されています。この利用者がすべて(新)久喜文化ホールを利用できると考えているのかお伺いします。

(イ) (新)久喜文化ホールは、コミュニティセンター機能を有する施設として整備する方針なのかお伺いします。

イ 第1期中に(新)(仮称)防災公園管理棟(床面積1,200㎡)を新築とあります。そこで次の項目をお伺いします。

(ア) 水防団の拠点としての機能と学習できる機能、それぞれの床面積をお伺いします。

(イ) 栗橋中央コミュニティセンター(3,071.4㎡)、栗橋いきいき活動センターしずか館(5,239.52㎡)を(仮称)防災公園管理棟及び栗橋行政センターに機能を移転し除却するとあります。栗橋中央コミュニティセンターと栗橋いきいき活動センターしずか館の利用者の年齢や居住地を考慮すれば、(仮称)防災公園管理棟が利用しづらいことは昨年の11月定例会議の議論で明らかです。当初の計画に立ち戻り、コミュニティセンター機能を有する栗橋市民プラザとして整備すべきですが見解をお伺いします。

(ウ) (新)栗橋行政センター(集会室)の床面積をお伺いします。また、集会室をコミュニティセンター機能とすべきですが見解をお伺いします。

(5) 2021年3月に決定された久喜市公共施設個別施設計画は、その後の議会でのやり取りや市民、利用者、事業者などの要望などを受けてその都度変更がなされてきました。計画をそのまま強行的に実行していたならば、市民や事業者との信頼関係が大きく失われたことは容易に想定されます。計画は市民サービスの低下を招かないことを前提とし策定したとされていますが、明らかにサービスを低下させる内容が多々あります。この間の計画が見直されてきたことを踏まえ、施設の利用者や市民の声を十分に反映し、柔軟に対応すべきですが見解をお伺いします。

○ 通告第12号 貴志 信智 議員

(1) 久喜市公共施設個別施設計画の目的は「将来更新費用の削減」「施設総量の削減」を通じ、久喜市の公共施設を持続可能なものにすることであると理解している。しかし、本改訂によって、将来更新費用の削減も、施設総量の削減も大幅に後退することになった。また、賛否が大きく巻き起こるような判断を続々と将来に先送りしている。大変な財政状況であることが顕在化した今議会において、現計画から大幅に後退する(将来負担を増やす)ような改定には疑問が残る。

ア 将来費用の算定にあたって、平成31年版「建築物のライフサイクルコスト」を参考にしているが、これは近年の建設コストの上昇を反映していない。最新の令和5年版を根拠に計算するべきと考える。見解を伺う。

イ 仮に、令和5年版の「建築物のライフサイクルコスト」により再試算した場合、P115に示す試算結果は、どのように変わるか。第1期から第4期までをそれぞれ伺う。

ウ 現計画と比べて「先送り」が多すぎる。例えばP115が示す将来更新費用の試算結果を新旧比較すると以下の通りである。

第1期 現計画：226億円 改定版：132億円（マイナス96億円）

第2期 現計画：399億円 改訂版：558億円（プラス159億円）

第3期 現計画：51億円 改定版：74億円（プラス22億円）

第4期 現計画：225億円 改訂版：222億円（マイナス3億円）

※小数点以下切り捨てのため差し引きは一致しません。

この比較を見ても第1期には、大胆なアセットマネジメントを避けて、第2期、第3期に大幅に先送りしていることが明らかである（年平均の更新費用も約3億円上がる見込み）。また、施設総量削減も当初令和元年比で40.6%削減できるはずが、34.4%まで後退した。

これでは、当初掲げていた久喜市公共施設個別施設計画の目的が果たせるとは思えない。

そもそもこれまで議会でも、将来的には計画を見直す旨も示唆されており、第2期以降の実現性は全く不明である。この計画が実効性をもって、持続可能な久喜市の公共施設の維持管理に寄与すると考えるか。市の見解を伺う。

(2) 現在の栗橋中央コミュニティセンター機能を防災公園管理棟と、栗橋行政センターに移転する旨が記載されている。現在の栗橋中央コミセンの延べ床面積は、約3,000平米である。

防災公園管理棟と、栗橋行政センターそれぞれに移転される「コミュニティセンター機能に相当する部分の延べ床面積」を伺う。（現在の機能がどの程度の割合で2施設に移転されるのかを確認したい）

○ 通告第14号 渡辺 昌代 議員

- (1) P110 栗橋中央コミュニティセンターと栗橋いきいき活動センターしずか館について
栗橋いきいき活動センターしずか館は2024～2026年で除却、栗橋中央コミュニティセンターは2027に除却の計画である。これらの集会室機能を持たせる栗橋行政センターは第2期（2030～2038年）に新築の目途である。センターが2030年にすぐ新築され使用出来れば3～4年の空白であるが、2038年の新設になれば10年以上の空白の期間が生じる。市民は生涯学習の機会が奪われることになる。防災公園の集会施設は代わりにはなりません。なぜこのような計画になったのか伺う。
- (2) P94 産業系施設では、しみん農園久喜、しみん農園菖蒲、花と香りのふれあいセンター、農村センター、勤労福祉センター、労働会館（あやめ会館）は廃止（一部移転）除却となっている。なぜ農園、農業施設、商業関係施設を廃止するのか、代わりになる施設はあるのか伺う。まず、市民との懇談をすべきではないか伺う。
- (3) P95 市民文化系施設の菖蒲文化会館、栗橋文化会館の経過年数は22年、26年と老朽化はしていないと考える。指定緊急・指定補助避難所となっていて、災害の時にはたくさんの方を救うことができる建物である。それがなぜ、第2期計画で除却となってしまうのか。まだまだ使用出来る施設を除却して、久喜文化ホールを新築するとはどういうことか伺う。

○ 通告第14号 渡辺 昌代 議員

- (1) 総合評価一般競争入札にしたのはなぜか伺う。
- (2) ごみ処理施設整備の時も総合評価方式で入札にして、たとえ豪華な物になったとしても、他と比べて価格の安い方策があったとしても、一切変更ができない、あり得ない契約となったが、今回の契約も同様なのか。
- (3) 普通お金を出す側の要求は、図面ができて、実際に工事が進み、不足が出たり、いらぬ物だったりすれば変更ができるのは当たり前と思うが、一切できないのか伺う。
- (4) 市民の税金を使い建設を進めるのであるから、設計をしながらでも、贅沢をせずに、削減が出来る物は削減していただきたいがいかがか。
- (5) 落札者を決定するに当たり、審査委員会委員はどのように選んだのか伺う。
- (6) 久喜市PFI等審査委員会が出した審査講評の、下記事項について伺う。
 - ア 3施設をつなぐ「天空へ続く道」とはなにか。
 - イ キッズルームなどの親子利用に配慮した諸室計画とはなにか。
 - ウ フロントローディングによる不測の事態を未然に防止する工程・品質管理とはなにか。
 - エ コミュニティ活動の拠点となる「遊学の森センター」とはなにか。
- (7) 審査講評では最後に審査委員会からの要望が添えられているが、これは今後検討され、具体化していくのか伺う。